

## 青森空港脱炭素化推進協議会設置要綱

令和7年1月10日制定

### (趣旨)

第1条 脱炭素に配慮した空港の高度化を通じてカーボンニュートラルを形成し、脱炭素社会の実現に貢献するため、空港法(昭和31年法律第80号)第26条第1項の規定に基づき、青森空港の関係者で構成する「青森空港脱炭素化推進協議会(以下「協議会」という。)」を設置し、同法第25条第1項において規定する空港脱炭素化推進計画(以下、「推進計画」という。)の策定に必要な青森空港の脱炭素化に関する協議を行う。

### (構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる構成員、オブザーバー及び事務局(以下「構成員等」という。)をもって構成する。(別表-1)

- 2 構成員等の追加・変更等は、事務局が決定する。
- 3 協議会は、必要に応じて外部の者の出席を求めることができる。

### (協議会の運営)

第3条 協議会の運営は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、非公開とする。

### (協議事項)

第4条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 推進計画の作成又は変更に関する事項。
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項。
- (3) その他協議会が必要と認める事項。

### (秘密保持)

第5条 協議会の構成員等及び構成員等により招集された外部の者は、協議会で知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、青森県県土整備部港湾空港課に置き、協議会の庶務を行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

### 附則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。